平成２７年（フ）第２５０号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番28―102号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬861番地の２405号
債務者　藤原　聰史
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
神戸市西区池上４丁目24番地の２　押部マンションⅡ101号
債務者　三浦　　学
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２６６号
兵庫県明石市松の内１丁目４番地の23　コーポさとり305号、前住所兵庫県明石市野々上３丁目12番地の１　リベール西明石Ⅱ705号
債務者　坂本　昌治
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
広島県竹原市忠海中町２丁目12番22号
債務者　宮沖　憲次
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第２０８号
徳島県徳島市一宮町片山21番地の３、旧住所徳島県徳島市一宮町西丁362番地の１
債務者　大田　里美
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７４号
佐賀県唐津市厳木町岩屋530番地17　新屋敷市営住宅47号
債務者　渡邊　龍輝
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第６２１号
熊本市西区花園１丁目２番10号　303号
債務者　香山　俊信
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６２３号
熊本県宇城市不知火町柏原133番地２　山本アパート102号
債務者　浦中　　智
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２６号
福島県田村市大越町上大越字鷹待田195番地鷹待田団地104号
債務者　渡部あけみ
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
長野県上伊那郡辰野町大字小野筑337番地２
債務者　永原　和典
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第２６４号
静岡県富士宮市小泉1474番地の１　エミネンス301号室
債務者　羽原　郁雄
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１６８３号
名古屋市中村区松原町２丁目36番地　Ｐ＆Ｐハイム502号、従前の住所愛知県あま市篠田東分１番地６
債務者　三好　洋平
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６９３号
愛知県北名古屋市熊之庄山の前184番地　師勝マンション201号
債務者　橋本　省吾
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８０６号
神戸市灘区新在家南町５丁目11番13―305号
債務者　谷口　正紘
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９２３号
神戸市灘区灘北通８丁目２－１　市営灘北第２住宅731号、住民票上の住所神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地の５　イーストコート８番街　１―704号
債務者　筒井　信治
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２４号
川崎市高津区千年40番地　ちどり荘　101
債務者　生駒　重良
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係